地域の担い手づくり補助金交付要綱

令和８年４月１日制定

（趣旨）

第１条　人口減少社会において、魅力ある地域づくりは住民のみならず、外部人材等がかかわり、地域の資源（モノ・ヒト・コト）を最大限活用できる方策や、それを実行する担い手を確保することが重要である。このことから、知事は、人口減少社会においても持続可能な地域づくりの仕組みづくりに寄与する取組に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。交付に関しては、滋賀県補助金等交付規則（昭和 48 年滋賀県規則第９号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

（補助対象）

第２条　補助の対象となる事業および経費は、知事が別に定める地域の担い手づくり補助金交付要領の要件を満たすものとし、交付限度額および補助率は別表第１に定めるとおりとする。ただし、本補助金以外の補助金等の補助対象として現に交付を受ける、または交付を受けることを予定しているものを除く。

（補助金の交付申請）

第３条　補助金の交付を受けようとする補助事業者は、補助金交付申請書（別記様式第１号）に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

２　補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税および地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかでない場合については、この限りでない。

（補助金の交付決定）

第４条　知事は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査および必要に応じて行う現地調査等により、その内容を審査し、補助金を交付すべきと認めたときは、予算の範囲内で補助金の交付の決定をするものとする。

２　知事は、第１項による交付決定に当たっては、必要な条件を付することができる。

（交付決定の通知）

第５条　知事は、補助金の交付または変更交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容およびこれに条件を付した場合にはその条件を補助金の交付の申請をした者に補助金交付決定書（別記様式第２号）により通知するものとする。

（申請の取り下げ）

第６条　補助事業者は、交付決定の内容または、これに付された条件に不服があり補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定通知を受けた日から 15 日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

（補助対象事業の変更等）

第７条　補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ変更（中止・廃止）承認申請書（別記様式第３号）を知事に提出しなければならない。

（１）各補助対象事業に要する経費が増額となる場合

（２）各補助対象事業に要する経費の３割を超える減額をしようとする場合

（３）各補助対象事業を中止または廃止しようとする場合

（状況報告）

第８条　補助事業者は、知事から求めがあった場合には、補助対象事業の遂行状況を記載した遂行状況報告書（別記様式第４号）を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第９条　補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、その日から 30 日を超えない日または補助金の交付の決定に係る年度の２月末日のいずれか早い時期までに、実績報告書（別記様式第５号）に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

２　第３条第２項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかである場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第 10 条　知事は、前条の規定による実績報告を受けた場合は、速やかに当該実績報告書および関係書類を審査するものとする。

２　知事は、前項の審査により、補助金の交付条件に適合すると認めた場合は、交付すべき補助金の額を確定し、額の確定通知（別記様式第６号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金に係る帳簿等の保存年限）

第 11 条　補助事業者は、補助金に係る証拠書類を、当該補助事業の完了後５年間保存しなければならない。

（消費税等仕入れ控除税額の確定に伴う交付金の返還）

第 12 条 補助事業者は、補助対象事業完了後に消費税等の申告により補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が確定した場合（消費税等仕入れ控除税額が０円の場合を含む。）には、速やかに消費税等仕入れ控除税額報告書（別記様式第７号）を知事に提出しなければならない。なお、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額があることが確定した場合には、当該消費税等仕入れ控除税額を県に返還しなければならない。

（財産の管理および処分）

第 13 条 補助事業者は、補助事業により取得し、または効用が増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

２ 補助事業者は、取得財産等について、台帳を備え管理しなければならない。

３ 補助事業者は、別に定める財産処分制限期間内において、取得財産等のうち、その取得価格または効用の増加価格が 50 万円以上のものを処分しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書（別記様式第８号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

４ 知事は、前項の財産処分の承認にあたっては、提出を受け付けた日から 30 日以内に行うものとする。

５ 知事は、第３項の承認をした補助事業者に対し、当該承認に係る資産処分等により収入があったときは、その収入の全部または一部を県に納付させることができる。

（電子情報処理組織による申請等）

第 14 条　補助事業者は、第３条の規定による交付の申請、第６条の規定による申請の取下げ、第７条の規定による計画変更の申請、第８条の規定による状況報告、第９条の規定による実績報告または前条の規定による消費税等仕入れ控除税額の報告については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例（平成 16 年滋賀県条例第 30 号）第３条第１項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

（標準処理期間）

第 15 条　標準処理期間は次のとおりとする。

（１）第４条の規定による補助金等の交付の決定は、第３条の規定による申請があった日から起算して 30 日以内に行うものとする。

（２）知事は、第７条の規定による補助金の変更申請があったときは、申請書を受理した日から 14 日以内に変更交付決定を行うものとする。

（３）第 10 条の規定による額の確定は、第９条の規定による実績報告があった日から起算して 30 日以内に行うものとする。

（その他）

第 16 条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

付　則

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

別表第１（第２条関係）

補助対象事業	補助 事業者	補助対象経費	交付限度額	補助率
地域課題の解決に向けて、担い手の人材育成や外部人材の活用を目的として行われる取組	地域団体等	補助対象事業を実施する経費として知事が認める費用	500 千円	1/2